

一般社団法人 日本文化人類学会 代議員選出規則

施行 2019(令和元)年 10月
改正 2025(令和7)年 10月

第一条 代議員の定数は57名以内とする。
この定数は、選挙の行なわれる前年の12月1日現在の地区別会員数により比例配分する。但し、会員少数の地区も最少限2名を割りあてる。
地区は次の五区とする。「北海道・東北」、
「関東」、「中部」、「近畿」、「中国・四国・九州・沖縄」。

第二条 代議員の選出は通常会員の直接選挙によって行なう。
選挙は地区別投票枠および全国投票枠で行なう。

第三条 選挙権および被選挙権を有する者は通常会員とする。
通常会員は本務として所属する研究・教育機関の所在する地区において被選挙権をもつものとする。
研究・教育機関に本務として所属しない通常会員は自己の居住する地区において被選挙権をもつものとする。
海外在住の通常会員は、国内連絡先を指定している場合はその地区に、それ以外は「関東」に含める。
会員は地区別投票枠における地区別選挙権および被選挙権を上記被選挙権を有する地区においてもつものとする。

第四条 代議員は、一研究・教育機関につき2名までとする。但し会員数30名以上の機関については3名、40名以上の機関については4名までとする。大学付置研究所等は付置された当該大学に含めるものとする。

2. 代議員選挙の当選者は、得票数の多い者から順次、地区別定数に達するまでの者とする。但し前項の規定により、一研究・教育機関につき3名（会員数30名以上の機関

については4名、40名以上の機関については5名）以上の当選者がある場合には、当該機関に所属する高位2名（会員数30名以上の機関は3名、40名以上の機関は4名）のみを当選者とする。この規定により、失格者が生じた場合には、地区別に次点の高位得票者の中から当選者を繰り上げ補充するものとする。

3. 得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において、抽選により決定する。

4. 欠員が生じた場合の補欠代議員候補者を選定しておく。

5. 欠員が生じた場合は、繰り上げによる補充を行なう。

第五条 投票はオンライン選挙システムによる投票をもって行ない、地区別枠の欄では定数以内、全国枠の欄では2名以内を連記するものとする。

2. 選挙の結果は、記入された欄にかかわらず、各候補者の得票数を合計し、得票数上位の者から順に、第一条の各地区ごとにその定数に達するまで、代議員予定者を決定してゆくこととする。

第六条 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。選挙管理委員会は、理事3名、および理事会の指名する理事以外の会員3名をもって構成し、会長がこれを招集する。

第七条 この規定の運用は、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。

以上